

1-28. 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

平成 20 年 9 月 10 日
条 例 第 3 4 号

改正 平成 22 年 4 月 12 日 条例第 15 号
平成 22 年 11 月 29 日 条例第 29 号
平成 23 年 3 月 17 日 条例第 20 号
令和 2 年 11 月 27 日 条例第 48 号
令和 4 年 4 月 21 日 条例第 19 号
令和 4 年 12 月 7 日 条例第 35 号
令和 5 年 12 月 25 日 条例第 63 号
令和 7 年 3 月 26 日 条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条第 4 項の規定に基づき、那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。

- (1) 議 長 69 万 4,000 円
- (2) 副議長 62 万 6,000 円
- (3) 議 員 58 万 6,000 円

2 議員(議長及び副議長を含む。以下同じ。)が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れたときのその月の議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、死亡によるときは、この限りでない。

(費用弁償)

第 3 条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、那覇市職員等の旅費支給条例(昭和 47 年那覇市条例第 44 号)による 1 等級職員の旅費に相当する額とする。

(期末手当)

第4条 5月31日及び11月30日(以下これらの日を「基準日」という。)においてそれぞれ在職する議員に対しては、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第26条に規定する支給日にそれぞれ期末手当を支給する。これらの基準日の属する月に、任期が満了し、辞職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。

(1) 6月 100分の100

(2) 4月以上6月未満 100分の80

(3) 2月以上4月未満 100分の50

(4) 2月未満 100分の20

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

(支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市職員等の旅費支給条例の適用を受ける職員の例による。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

2 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成22年4月12日条例第15号)～

付 則(令和2年11月27日条例第48号) [略]

付 則(令和 4 年 4 月 21 日条例第 19 号)
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 4 年 12 月 7 日条例第 35 号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「第 1 条改正後条例」という。)の規定は、令和 4 年 11 月 30 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第 1 条改正後条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第 1 条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(令和 5 年 12 月 25 日条例第 63 号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「第 1 条改正後条例」という。)の規定は、令和 5 年 11 月 30 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第 1 条改正後条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第 1 条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(令和 7 年 3 月 26 日条例第 24 号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「第 1 条改正後条例」という。)の規定は、

令和 6 年 11 月 30 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第 1 条改正後条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第 1 条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

[改正履歴]

○ **令和 5 年 12 月 20 日議決（令和 5 年条例第 63 号・12 月 25 日施行）**

特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、議員にかかる期末手当の支給割合を引き上げる改正を行った。

○ **令和 7 年 3 月 18 日議決（令和 7 年条例第 24 号・3 月 26 日施行）**

特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、議員にかかる期末手当の支給割合を引き上げる改正を行った。